

令和7年11月4日
高齢福祉部

ICTを活用したひとりぐらし高齢者の見守り・安否確認機器補助事業の実施について

(付議の要旨) ひとりぐらしの高齢者に対する見守り・安否確認機器等の利用に係る費用補助事業の実施について決定する。

1 主旨

ひとりぐらしの高齢者は増加しており、見守りの必要性が高まっている。近年のICTの進展を受け、高齢者の見守りにおいてもICTの利活用が進んでいることから、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画でも「ICT機器等を活用した見守り」を施策展開に位置づけ、高齢者が安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指している。

見守り・安否確認機器（以下「見守り機器」という。）による見守りサービスを実施することで、近隣住民や対面による見守りに抵抗感がある方や、意思表示が難しい方等の見守りのニーズに応えるとともに、既存のアナログ的見守りとの組み合わせにより高齢者の異変に気づく機会をさらに充実させ、安心して在宅生活を継続するための重層的な見守り体制の構築に取り組む。

2 補助事業の内容

(1) 事業概要

区内登録された見守り機器サービス事業者とサービス契約を行った高齢者に対して、月額利用料の一部を補助する。

(2) 補助金額

ひとり当たり月額1,000円（上限）を補助する。

(3) 補助予定件数

300件（安心コール電話訪問移行者240人＋新規60人）

(4) 補助対象者

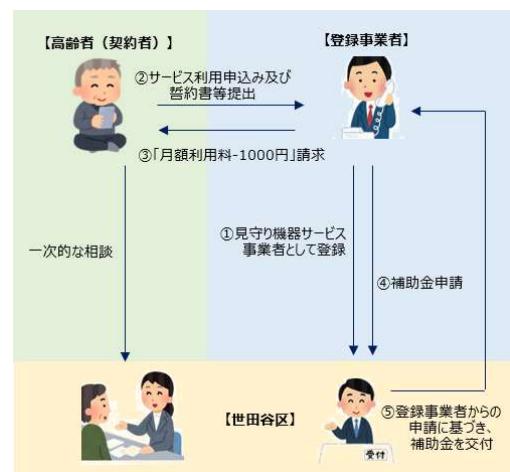
区内在住の満70歳以上のひとりぐらし高齢者のうち、区の他の見守りサービス等を利用していない者（他の見守りサービス等とは、「救急通報システム」「福祉電話料助成」「見まもっTELプラス*」「HNハローライト*」*居住支援課事業

(5) 補助の方法

高齢者（契約者）は区登録の見守り機器サービス事業者とサービス契約時に、契約書のほかに誓約書及び委任状を提出する。高齢者（契約者）は月額利用料から1,000円（上限）を控除された金額を支払う（サービス事業者が立替）。サービス事業者は区へ補助金申請書等を提出し、区がサービス事業者へ補助金を交付する

(6) 見守り機器サービス事業者の区への登録方法

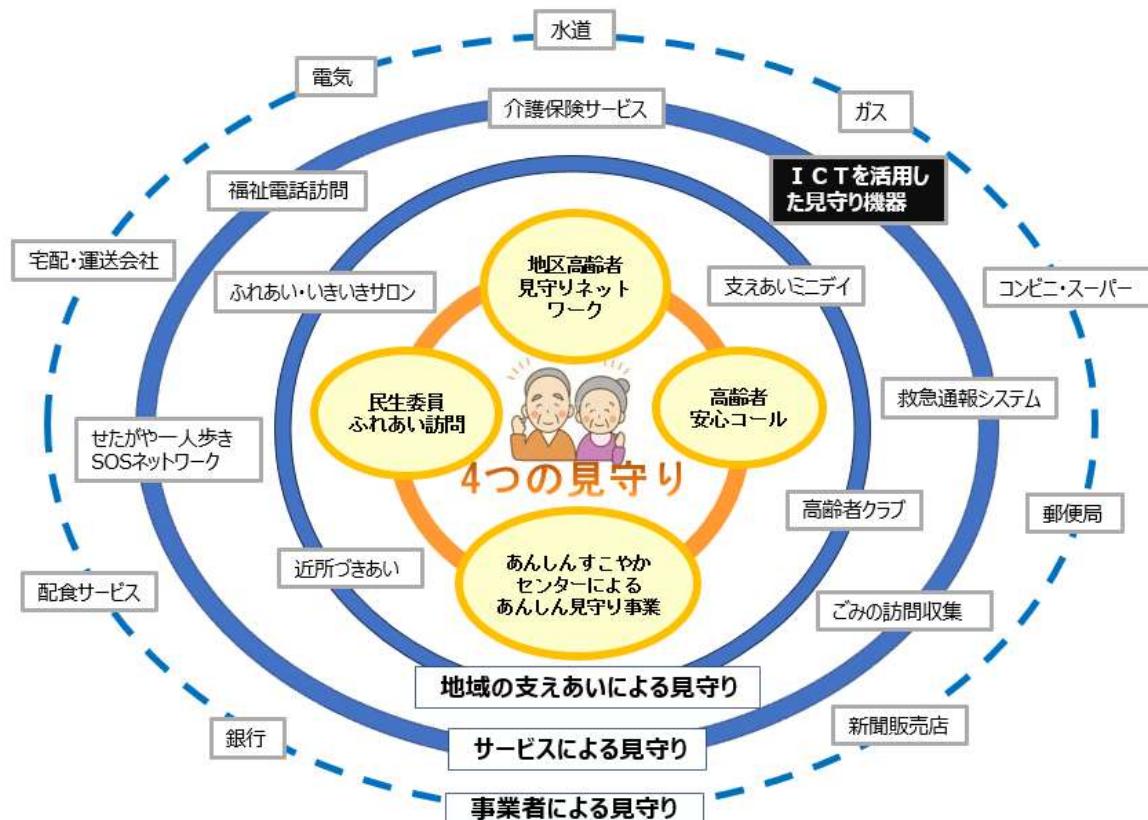
官民連携・行政手法改革担当課のテーマ設定型提案募集を活用し、ホームページ上で募集を行う。



3 高齢者見守り事業の再構築

本事業の開始に伴い、既存の高齢者見守り事業を並行して縮小し、利用者の反応や声を伺いながら段階的に終了する。既存利用者には、本事業への移行案内を行うとともに、その他の高齢者見守りサービスの紹介もあわせて行う。

【区の重層的な高齢者見守り体制のイメージ】



4 所要経費

(1) 歳出

負担金補助及交付金	3,600千円
委託料	2,292千円
需用費	88千円
	5,980千円

(2) 歳入

5,980千円（東京都高齢者施策推進区市町村包括補助）
 補助割合10／10、補助上限10,000千円
 （4年目以降は補助率1／2）

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年1月 事業開始に向けた登録事業者の募集
- 4月 事業周知及び補助金受付開始